

現在で満65歳に達していた方（昭和15年1月2日以前生まれ）は、軽減措置により、平成19年度は3分の2の額で課税、平成20年度から全額課税となります。

【税源移譲のお知らせ】

国（所得税）から地方（市・道民税）への税源移譲が、本年1月から始まっています。

ほとんどの方は、本年1月から所得税の源泉徴収税額は減少しますが、本年6月以降に納付する市・道民税は増加します。所得税と市・道民税の合計額は、税源移譲の前とほぼ同額になりますが、所得税および市・道民税の定率減税が平成19年度より廃止されますので、定率減税の廃止分は増加します。

詳しくは、平成18年9月以降の「広報ねむろ」に毎月号外チラシを折り込んでいますのでご覧ください。

【確定申告書は自書作成】

前記期間中、所得税の確定申告も同時に受け付けますが、確定申告書は申告する方が自身が記入するか、パソコンの自動申告書等作成システム（市役所ロビーに設置）を使用し作成しなければなりませんこととなっています。

前年までは、市職員が申告

書記入を代行する場合もありましたが、国の機関の指導がありましたので、本年からは申告相談および申告書作成のための指導のみとし、市職員による記入やパソコン入力代行は一切行いませんので、留意願います。

《問い合わせ先》

市役所税務課課税係

☎(23)6111番  
内線2152・2153



申告書は自分で書いてお早めに！

《所得税》

2月16日(金)～  
3月15日(木)

平成18年分の所得税の確定申告の相談および受け付けが始まります。

所得税は、自分の所得内容を最もよく知っている納税者が自ら税額を正しく計算し、申告や納税をすることとなっています。

前年の申告書の控え等を参考に、ご自分で作成し、提出してください。なお、e-Tax（イータックス）での申告も可能となっておりますので、こちらの方も是非ご利用ください。

Ⅱ 申告が必要な方Ⅱ

- ① 事業をしている方
- ② 土地や家を、人に譲渡や賃貸をして収入のある方
- ③ 給与収入のある方で、年末調整を行っていない方
- ④ 年金収入のある方など

《消費税》

1月4日(木)～4月2日(月)  
平成16年分の課税売上高が一千万円を超えている個人事業者の方は、平成18年分消費税および地方消費税の申告が必要となります。

申告が必要かどうかご不明な方は、お早めに税務署へご相談ください。

申告に必要な用紙は国税庁ホームページからも！

所得税・消費税・贈与税の申告や申請・届出に必要な用紙は、国税庁ホームページの

確定申告書作成コーナー等から簡単に手に入れることができます。

もちろん、これらのコーナーにおいて各種の計算書・申告書も作成できるので大変便利です。是非ご利用ください。

大変便利な振替納税を

所得税、消費税、市・道民税、固定資産税などの納税には振替納税という制度をご利用いただけます。

これは、金融機関に向向く

ことなく、預貯金口座からの引き落としによって納税を済ませることができ、納め忘れなどを防ぐことができます。

ご利用を希望される方は、預貯金口座のある金融機関、市役所・支庁税務課、または税務署までご連絡ください。

《問い合わせ先》

根室税務署  
個人課税部門  
☎(23)3263番  
国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>

申告書受付会場日程

開催期間	時間	会場	申告対象税目
平成19年2月16日(金) ～3月15日(木)	9:00～17:00	根室税務署 2階会議室	所得税
平成19年2月16日(金) ～4月2日(月)			個人消費税
平成19年2月1日(木) ～3月15日(木)			贈与税

※土・日・祝日の受け付けは行っていませんのでご注意ください。